

保総発第0516001号
平成20年5月16日

各都道府県国民健康保険主管部（局）長 殿



厚生労働省保険局総務課長

平成21年度における前期高齢者に係る保険者間の費用負担の
調整に用いる加入者数等の報告について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）の一部の施行により、平成20年4月より老人保健法（昭和57年法律第80号）が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が始まったところである。

この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、前々年度の加入者数等の実績に基づき、概算前期高齢者納付金及び概算前期高齢者交付金を算定することとされたところであり、また、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号）附則第3条第1項から第4項までの規定により、同条第1項に規定する平成19年度前期高齢者である加入者に係る額の合計額等その他の事情を踏まえて、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定した額等に基づき、平成21年度の概算前期高齢者納付金及び概算前期高齢者交付金を算定することとされたところである。

については、同項に規定する平成19年度前期高齢者である加入者に係る額等を把握する必要があるので、別紙「平成21年度における前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整に用いる加入者数等の報告に関する実施要綱」により報告して頂くこととしたので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合に対し、周知を図り、その円滑な実施に配慮されたい。

なお、改正法附則第38条の規定により、なおその効力を有するものとされた廃止前の老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）第61条に基づき行われている加入者数等の報告の取扱いについては、何ら変更のない旨、申し添える。

平成21年度における前期高齢者に係る保険者間の費用負担の
調整に用いる加入者数等の報告に関する実施要綱

1. 報告の目的

前々年度(平成19年度)の加入者数(75歳未満)、前期高齢者である加入者数(65歳～75歳未満)及び前期高齢者給付費額(65歳～75歳未満)にかかる実績の報告を基に、平成21年度の概算前期高齢者納付金及び概算前期高齢者交付金を算定するため。

2. 報告の内容

【表】

項番	報告事項	対象期間	報告者
ア	加入者数 [75歳未満](注)	平成19年4月から 平成20年3月まで	以下の保険者 ・政府管掌健康保険
イ	前期高齢者である加入者数 [65歳～75歳未満](注)	平成19年4月から 平成20年3月まで	・健康保険組合 ・船員保険
ウ	前期高齢者給付費額 [老人医療受給対象者を除く65歳～75歳未満]	平成19年3月から 平成20年2月まで	・共済組合 ・市町村国民健康保険 ・国民健康保険組合

(注) 65歳～75歳未満の障害認定を受けた者は除く。

3. 報告書の様式

- ・ 表のア及びイ 加入者数及び前期高齢者数報告書 [別紙様式第1号]
- ・ 表のウ 前期高齢者給付費額報告書 [別紙様式第2号]

4. 作成上の留意点

- ・ 表のウについては、市町村は、国民健康保険団体連合会からの情報提供をもとに報告することも可能である。
- ・ 表のウについて、実績を集計することが困難な場合は、集計が可能な月分につ

いては実績、集計が不能な月分（全ての月分が不能な場合を含む。）については推計（別添参照）により求めることとする。

5. 提出期限

平成20年6月16日（月）

6. 提出先

社会保険診療報酬支払基金本部

平成21年度における前期高齢者に係る保険者間の費用負担の
調整に用いる加入者数等の推計方法について

前期高齢者の財政調整に用いる加入者数等の報告にあたり、実績を集計することが困難な場合は、以下に示す方法等を参考に各報告者において推計する。以下に示す方法は一例であり、実際の推計においては、それぞれが保有する情報を最大限活用し、より実態に近い推計となるよう努めるものとする。

1 基本的な考え方

- (1) 毎月の実績が把握できない場合は、任意の月において実績の把握に努め、実績を把握できる月の数値を用いて実績が把握できない月の分を推計する。
- (2) 実績を把握できる月がない場合は、抽出調査等を行い推計する。

2 具体的な推計方法の例

(1) 加入者数 (75歳未満) [表のア]

廃止前の老人保健法施行規則第61条に基づく加入者等の報告における加入者数から老人保健対象者数を控除し、平成14年9月までに70歳以上であった75歳未満の加入者数を加えた人数とする。平成14年9月までに70歳以上であった75歳未満の加入者数が把握できない場合は、次の(2)前期高齢者である加入者数の推計方法を参考に推計する。

(2) 前期高齢者である加入者数 (65歳～75歳未満) [表のイ]

実績を集計した月があり、月別の65歳到達者数、75歳到達者数、前期高齢者たる新規加入者又は資格喪失者数が把握可能な場合は、当該実績に65歳到達者数及び前期高齢者たる新規加入者数を加え、75歳到達者数及び前期高齢者たる資格喪失者数を減じて算出する。月別の65歳到達者数等が把握困難な場合は、実績を集計した月の平均をもって集計していない月の人数に代替する。

いずれの月においても実績の集計が困難な場合は、抽出調査等の方法を用い前期高齢者数を推計する。

(3) 前期高齢者給付費額 (65歳～75歳未満) [表のウ]

実績が集計できる月がある場合は、集計した月の平均をもって集計が困難な月の給付費に代替する。

いずれの月においても実績の集計が困難な場合は、抽出調査等の方法を用い前期高齢者の給付費を推計する。

社会保険診療報酬支払基金 殿

平成19年度 加入者数及び前期高齢者数報告書

保 険 者 番 号						
法 別	府 県	番 号		C・D		

保険者名

印

標記のことについて次のとおり報告します。

区分	加入者数 (注1)	うち前期高齢者数 (注2)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		
平均		
備考		

注1 「加入者数」欄には、75歳未満の加入者（65歳～75歳未満の障害認定を受けた者は除く。）の数を記入すること。

注2 「うち前期高齢者数」欄には、65歳～75歳未満の加入者（65歳～75歳未満の障害認定を受けた者は除く。）の数を記入すること。

担当者氏名

(別紙様式第1号の作成要領)

- 1 人数は各月月末における人数を記入すること。
- 2 平均は12月(年度途中での新設保険者については存在月数)で除して得た数(小数点以下は四捨五入)を記入すること。
- 3 保険者の合併、分割又は解散が平成19年度の4月2日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者(分割後存続する保険者がある場合を除く。)、当該合併後存続する保険者及び当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の当該年度の各月末日(当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。)における加入者数及び前期高齢者の数を報告すること。

社会保険診療報酬支払基金 殿

平成19年度 前期高齢者給付費額報告書

保 険 者 番 号						
法 別	府 県	番 号			C・D	

保険者名

印

標記のことについて次のとおり報告します。

	現物給付分	現金支給分	計
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計			
備考			

※ 老人医療受給対象者（昭和7年9月30日以前に生まれた者及び65歳～75歳未満の障害認定を受けた者）を除く、65歳～75歳未満の加入者に係る前期高齢者給付費額を記入すること。

担当者氏名

(別紙様式第2号の作成要領)

- 1 支部を持つ保険者の場合は、老人保健法による拠出金の拠出先としての数値（本部・支部の合計数値）を記入すること。
- 2 「保険者番号」及び「保険者名」欄には、老人保健拠出金納付通知書に記載してある保険者番号及び保険者名を記入すること。
- 3 月別の各欄には、「現物給付分」については診療月に、「現金支給分」については支給決定月に記入すること。
- 4 審査支払事務費の額は含まないこと。
- 5 家族合算での高額療養費において、65歳未満の加入者と前期高齢者が混在する場合は、主とする被保険者（組合員）の年齢により分類することとする。
- 6 保険者の合併、分割又は解散が平成19年度の4月2日以降に行われた場合における当該合併により成立した保険者、当該分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）、当該合併後存続する保険者及び当該解散をした保険者の権利義務を承継した保険者又は清算法人は、当該合併、分割又は解散により消滅した保険者の当該年度の各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあつては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における前期高齢者給付費の額を報告すること。
- 7 「現物給付分」及び「現金支給分」欄の月別の各欄には、保険者の種別に応じて、以下の数値をそれぞれ記入すること。

保険者種別	前期高齢者給付費	
	現物給付分	現金支給分
健康保険の保険者 (健康保険法第 127 条に規定する日雇特例被保険者に係る保険給付を含む。)	健康保険法第 52 条に掲げる保険給付のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費(現物給付分)及び家族訪問看護療養費の合計額(日雇特例被保険者については、特別療養費を含む。)	健康保険法第 52 条に掲げる保険給付のうち、療養費、移送費、家族療養費(現金給付分)、家族移送費及び高額療養費の合計額
船員保険の保険者 (職務上の事由及び通勤によるものを除く。)	船員保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費(現物給付分)及び家族訪問看護療養費の合計額	船員保険法に規定する療養費、移送費、家族療養費(現金給付分)、家族移送費及び高額療養費の合計額
国民健康保険の保険者	国民健康保険法に規定する療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の合計額	国民健康保険法に規定する療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の合計額
国家公務員共済組合の保険者 (国家公務員共済組合法施行令第 12 条の 2 第 1 項に規定する在外組合員及び同令第 33 条に規定する在外被扶養者が本邦外にある期間内において受けるものを除く。)	国家公務員共済組合法第 51 条第 1 号から第 9 号に掲げる短期給付のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費(現物給付分)、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の合計額	国家公務員共済組合法第 51 条第 1 号から第 9 号に掲げる短期給付のうち、療養費、移送費、家族療養費(現金給付分)、家族移送費及び高額療養費の合計額
地方公務員等共済組合の保険者	地方公務員等共済組合法第 53 条第 1 号及び第 2 号に掲げる短期給付のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費(現物給付分)、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の合計額	地方公務員等共済組合法第 53 条第 1 号から第 9 号に掲げる短期給付のうち、療養費、移送費、家族療養費(現金給付分)、家族移送費及び高額療養費の合計額
日本私立学校振興・共済事業団の保険者	私立学校教職員共済法第 20 条第 1 項第 1 号から第 9 号に掲げる短期給付のうち、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費(現物給付分)、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の合計額	私立学校教職員共済法第 20 条第 1 項第 1 号から第 9 号に掲げる短期給付のうち、療養費、移送費、家族療養費(現金給付分)、家族移送費及び高額療養費の合計額

※ 公費負担医療等に係る現物給付化された高額療養費は現物給付として扱うこと。